

湖沼水質保全計画及びその調査審議に係る法律条文

○湖沼水質保全特別措置法（抜粋）

(湖沼水質保全計画)

第四条 都道府県知事は、前条の規定により指定湖沼及び指定地域が定められたときは、湖沼水質保全基本方針に基づき、当該指定地域において当該指定湖沼につき湖沼の水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画（以下「湖沼水質保全計画」と言う。）を定めなければならない。

2 (略)

3 湖沼水質保全計画においては、次の事項を定めるものとする。

一 湖沼水質保全計画の計画期間

二 湖沼の水質の保全に関する方針

三 下水道、し尿処理施設及び浄化槽の整備、しゅんせつその他の湖沼の水質の保全に資する事業に関すること。

四 湖沼の水質の保全のための規制その他の措置に関すること。

4 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、公聴会の開催等指定地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めようとするときは、当該湖沼水質保全計画を定められる事業を実施する者（国を除く。）及び関係市町村長の意見を聴き、かつ、当該指定湖沼を管理する河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下同じ。）及び環境大臣に協議しなければならない。

6 環境大臣は、前項の協議を受けたときは、公害対策会議の意見を聴かななければならない。

7 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係四市町村長に送付しなければならない。

8 (略)

○水質汚濁防止法（抜粋）

(都道府県の審議会その他の合議制の機関の調査審議等)

第二十一条 都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については、環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べるができるものとする。

2 前項の場合においては、政令で定める基準に従い、環境基本法第四十三条第二項の条例において、前項の事務を行うのに必要な同項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関する特別の定めをするものとする。

○環境基本法（抜粋）

(都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制その他の合議制の機関)

第四十三条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。